

経営事項審査の郵送受付の開始について

令和2（2020）年4月20日

栃木県県土整備部監理課

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、これまで各土木事務所における対面審査で実施していた経営事項審査について、当面の間、以下のとおり郵送での受付を開始します（書類持参による審査も継続）。なお、感染症を巡る状況に変化があり、対応方針を変更する場合には改めて告知させていただきます。

1 申込方法

- 既に申し込んでいる審査を郵送に変更する場合、各土木事務所総務課にその旨電話で御連絡ください。
- 今後新たに申し込みいただく場合、**土木事務所あて郵送もしくは窓口で、申込書（別添様式1）を提出**願います。その際、余白等に「郵送審査希望」と記載願います。決算終了に伴う変更届出書を郵送いただく際の同封でも可です。

2 提出書類

- 従前も御提出いただいていた「申請書類（正副1部ずつ）」「添付書類」「保有建設機械一覧表（該当がある場合）」に加え、これまでは審査会場で確認だけをしていた「確認書類」の写しを提出願います。
- 「確認書類」については、別添の一覧表の順番どおりに並べ、1つにまとめたものを提出してください。
- 「確認書類」の一覧表は、提出する書類にチェックを入れて、同封してください。
- 「申請書類」「添付書類」「保有建設機械一覧表」については、「経営規模等評価申請及び総合評定値請求の手引」を参照ください。
- 「確認書類」の返却はいたしません。
- 書類に不備があった場合、電話等で確認や再提出をお願いする場合があります。

3 送付方法

- 特定記録郵便、簡易書留、レターパックなど、発送後の追跡ができる方法での送付をお願いします。郵便事故等による未着については、県では責任を負いかねます。
- 申請書類の副本を返却しますので、返却用封筒（A4）を同封願います。なお、返却用封筒は、レターパックなど発送後の追跡ができるものとし、副本の重量に応じた切手等を貼付の上、宛先を記入してください。

4 送付期限

- 毎月15日（必着）

5 提出書類の送付先

〒320-8501
宇都宮市埴田1-1-20
栃木県監理課建設業担当あて

【確認書類一覧表】（すべて写しを提出のこと）

要否 ◎:必須、☆:該当する場合に必要 項番 申請書の対応する項番

チェック欄	名称	要否	項番	注意事項
1	建設業許可通知書	◎	02,09 他	
2	前期の決算に係る経営規模等評価申請書の写し (経営事項審査申請書の写し)	◎※	17 他	※前期経審未申請の場合は不要
3	前期の決算に係る経営規模等評価結果通知・総合 評定値通知書(経営事項審査結果通知書)	◎※	17 他	
4	法人税確定申告書の控え	◎※	18	※法人の場合
5	青色又は白色申告書の控え	◎※	18	※個人事業主 の場合
6	消費税確定申告書の控え	◎※	34	※免税事業者 は不要
7	消費税納税証明書(その1)	◎※	34	
8	契約後VE縮減額証明書	☆	32,33	
9	雇用保険の領収証書及び労働保険概算確定保険料申告書	☆	41	
10	健康保険の領収証書	☆	42	
11	厚生年金保険の領収証書	☆	43	
12	建設業退職金共済事業 加入・履行証明書	☆	44	
13	退職一時金制度若しくは企業年金制度の導入を確認 できる書類	☆	45	
14	法定外労働災害補償制度加入を確認できる書類	☆	46	
15	労災保険の領収済通知書	☆	46	
16	民事再生法又は会社更生法の手続開始決定通知 書の写し、手続終結決定を証する書面の写し(官報 等)	☆	48	
17	防災協定の締結を証明する資料	☆※	49	※栃木県と各団体との間で締結 している協定で、資料が添付でき ない場合には、県で確認するの で、申請書の余白に所属団体名 を記載
18	監査報告書	☆	52	
19	会計参与報告書	☆	52	
20	公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資 格を有する者並びに1級建設業経理事務士のい ずれかに該当する者が、経理処理の適正を確認した旨 の書類(自らの署名を付したもの)	☆	53,54	提出が必要

チェック欄	名称	要否	項番	注意事項
	21 公認会計士等※であることが確認できる書類	☆	53	※公認会計士、会計士補、税理士、上記となる資格を有する者、1級登録経理試験の合格者
	22 2級登録経理試験の合格者であることが確認できる書類	☆	54	
	23 有価証券報告書(2事業年度分)	☆	55	
	24 ISO審査登録機関の認証を証明する書類の写し、認証範囲を確認することのできる書面の写し	☆	57,58	
	25 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書の写し、住民税特別徴収税額の通知書の写し	☆	61他	<ul style="list-style-type: none"> ・技術職員及び公認会計士等、2級経理士の常勤性確認用 ・技術職員名簿の記載順に合わせて番号を記入すること ・標準報酬決定通知書か住民税特別徴収通知書のどちらかに氏名の記載があれば可 ・源泉徴収簿のみの場合は、別途職員補足一覧表(手引様式11)の提出が必要
	26 給与所得の一人別源泉徴収簿	☆	61他	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬が少額等、常勤性に疑義がある場合は、別途確認するばあいあり ・新規名簿掲載者は、審査基準日前6か月以上の常勤性確認が必要なため、左記書類で確認できない場合は、保険証のコピー等別途確認できる書類を提出
	27 継続雇用制度の対象者であることを証する会社の代表者の押印のある書面、労使協定(基準日がH23.4.1以前の場合は、就業規則(常時10名以上の労働者を使用する企業の場合は労働基準監督署の受付印のあるもの))	☆	61他	
	28 技術職員の資格に関する書類	☆	62	
	29 監理技術者資格者証	☆	62	
	30 監理技術者講習修了証(または監理技術者資格者証裏面の監理技術者講習修了履歴)	☆	62	
	31 工事経歴書に記載されている工事に係る工事請負契約書又は注文書及び請書	◎	32,33	<ul style="list-style-type: none"> ・工事経歴書の記載順に応じて番号を記入すること (例) 土木一式の1番目⇒土-1

要否 ◎:必須、☆:該当する場合に必要な 項番 申請書の対応する項番

経営規模等評価等申込書

経営規模等評価等を申し込みます。

令和 年 月 日

土木事務所長 様

国土交通大臣
許可番号 許可 般 特 () 第 号
栃木県知事

所在地

電話番号

商号又は名称

代表者氏名

印

以下県記入

審査日	令和 年 月 日 午前 ・ 午後
審査会場	土木事務所